

(システム施行)

保体第5033号
令和3年12月6日

県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

学校施設等における事故防止に向けた安全対策の徹底について（通知）

このことについては、「みやぎ学校安全基本指針（平成24年10月）」や、令和3年5月25日付け保体号外「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について」などにおいて、学校安全の推進を図るよう重ねて通知しているところです。

また、本年4月27日に白石市で発生した防球ネット支柱折損による児童の死傷事故を受け設置された事故調査委員会からは、10月に再発防止に向けた提言がなされたところであり、他県においても、学校内施設による児童生徒等の負傷事故が複数発生している状況にあります。こうした提言等も踏まえ、各学校においては、同様の事故が発生しないよう、校内における安全確保に一層の万全を期す必要があります。

については、学校施設等における事故防止に当たっては、下記の点に留意の上、安全教育や安全管理（安全点検）などの推進による安全対策を徹底するよう、改めてお願いします。

記

1 安全教育の徹底について

- (1) 児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え、主体的な行動力を身に付けられるよう、各教科等における安全に関する指導については、学校安全計画の中に適切に位置付け、確実に実施すること。
- (2) 児童生徒等による危険箇所の分析は、児童生徒等自身の学習及び安全管理上の問題把握につながるため、発達段階等を考慮して適宜取り入れること。
- (3) 教職員は、児童生徒等の普段の行動や遊び方、設備や道具、遊具等の使用実態などを十分に把握した上で、日常の学校生活における安全に関する指導を適時適切に行うこと。

2 安全管理（安全点検）の徹底について

- (1) 各学校が作成している安全点検表については、設置経緯が不明等により点検の対象外となっているものがないか確認し、把握漏れのないようにすること。
なお、設置経緯が不明な施設等が生ずることのないよう、寄附受納については「県立学校における財産の寄附に関する取り扱いについて」（平成26年3月31日付け施第731号通知）を確認するなど、財産取得に係る事務手続きを適切に行うこと。
- (2) 定期及び臨時等の点検に当たっては、児童生徒等の目線や多様な行動を考慮するほか、保護者等の協力を得るなど、複数の目による点検を取り入れること。

(3) 教職員による点検においては、「目視」や「触診」など複数の方法を組み合わせて行い、安全性を確認すること。また、目視等による点検で安全性の判断が困難な場合、又は設置場所や構造上の複雑さ、表面の塗装等により金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握できない場合は、専門家による点検を行うよう施設整備課と十分に連携を図って対応すること。

なお、専門家による点検結果については、施設整備課と共有し、必要に応じた対策を検討すること。

(4) 安全点検により、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認められた場合は、危険物の除去、施設設備の修繕、危険箇所や立入禁止・使用禁止の明示、使用場所の変更を行うなど適切な措置を遅延なく講ずること。

(5) 上記の点検結果や講じた措置については、その後の児童生徒等の生活や行動における安全に関する指導に生かすこと。

3 組織的な取組の推進について

(1) 「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」については、教職員間で内容を共有するとともに、全国の事事例等を基にした資料（下記4（1）別紙2参照※）や、安全点検の映像資料（下記4（2）参照）等を活用し、自校の安全管理体制の充実を図ること。

※「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理（文部科学省）
「学校事事例検索データベース」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

(2) 児童生徒等の安全に関する課題については、引き続き、地域学校安全委員会等を活用し、家庭・地域・関係機関等と連携・協働して取り組むこと。

4 参考資料の活用について

(1) 「別紙1 本県の学校における施設・設備等に関する事故防止に係る取組事例」や「別紙2 学校安全・防災だより（第11号）」については、事故防止に向けた取組や校内研修の資料として活用すること。

(2) 令和3年10月26日付け保体号外で通知した「学校施設・設備等の安全点検における参考資料について」は、教職員が行う点検のポイントや留意点などを映像としてまとめたものであり、日常や定期等の安全点検及び校内研修に当たって活用すること。

(3) 安全対策の徹底に向けた以下の通知も参照のこと。

イ 学校安全に関する更なる取組の推進について（令和2年4月13日付けス号外）

ロ 学校施設・設備の安全点検の徹底等について（令和3年4月28日付け保体第44号）

ハ 学校に設置している防球ネットの緊急点検等について（令和3年4月30日付け保体号外）

ニ 学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（令和3年5月25日付け保体号外）

ホ 学校事故の防止及び事故発生時の適切な対応の徹底に向けて（令和3年6月3日付け保体号外）

ヘ 学校環境における工作物及び機器等の安全確保について（令和3年11月25日付け保体号外）

【担当】

施設整備課県立施設第二班 猪又

電話：022-211-3554

保健体育安全課学校安全・防災班 門脇

電話：022-211-3669

(電子メール施行)

保体第5033号
令和3年12月6日

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会教育長
(公印省略)

学校施設等における事故防止に向けた安全対策の徹底について (通知)

本県の教育行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、「みやぎ学校安全基本指針(平成24年10月)」や、令和3年5月25日付け保体号外「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について」などにおいて、学校安全の推進を図っていただくよう重ねて通知しているところです。

また、本年4月27日に白石市で発生した防球ネット支柱折損による児童の死傷事故を受け設置された事故調査委員会からは、10月に再発防止に向けた提言がなされたところであり、他県においても、学校内施設による児童生徒等の負傷事故が複数発生している状況にあります。こうした提言等も踏まえ、各学校においては、同様の事故が発生しないよう、校内における安全確保に一層の万全を期していただく必要があります。

つきましては、学校施設等における事故防止に当たっては、下記の点に留意いただきながら、安全教育や安全管理(安全点検)などの推進による安全対策を徹底いただくよう、改めて所管の学校・園に周知願います。

記

1 安全教育の徹底について

- (1) 児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え、主体的な行動力を身に付けられるよう、各教科等における安全に関する指導については、学校安全計画の中に適切に位置付け、確実に実施すること。
- (2) 児童生徒等による危険箇所の分析は、児童生徒等自身の学習及び安全管理上の問題把握につながるため、発達段階等を考慮して適宜取り入れること。
- (3) 教職員は、児童生徒等の普段の行動や遊び方、設備や道具、遊具等の使用実態などを十分に把握した上で、日常の学校生活における安全に関する指導を適時適切に行うこと。

2 安全管理(安全点検)の徹底について

- (1) 各学校が作成している安全点検表については、設置経緯が不明等により点検の対象外となっているものがないか確認し、把握漏れのないようにすること。
- (2) 定期及び臨時等の点検に当たっては、児童生徒等の目線や多様な行動を考慮するほか、保護者等の協力を得るなど、複数の目による点検を取り入れること。

(3) 教職員による点検においては、「目視」や「触診」など複数の方法を組み合わせて行い、安全性を確認すること。また、目視等による点検で安全性の判断が困難な場合、又は設置場所や構造上の複雑さ、表面の塗装等により金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握できない場合は、専門家による点検を行うよう、学校と教育委員会とで十分に連携を図って対応すること。

なお、専門家による点検結果については、学校と教育委員会が共有し、必要に応じた対策を検討すること。

(4) 安全点検により、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設設備の修繕、危険箇所や立入禁止・使用禁止の明示、使用場所の変更を行うなど適切な措置を遅延なく講ずること。

(5) 上記の点検結果や講じた措置については、その後の児童生徒等の生活や行動における安全に関する指導に生かすこと。

3 組織的な取組の推進について

(1) 「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」については、教職員間で内容を共有するとともに、全国の事事例等を基にした資料（下記4（1）別紙2参照※）や、安全点検の映像資料（下記4（2）参照）等を活用し、学校の安全管理体制の充実を図ること。

※「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理（文部科学省）
「学校事事例検索データベース」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

(2) 児童生徒等の安全に関する課題については、引き続き、地域学校安全委員会等を活用し、家庭・地域・関係機関等と連携・協働して取り組むこと。

4 参考資料の活用について

(1) 「別紙1 本県の学校における施設・設備等に関する事故防止に係る取組事例」や「別紙2 学校安全・防災だより（第11号）」については、事故防止に向けた取組や校内研修の資料として活用いただきたい。

(2) 令和3年10月26日付け保体号外で通知した「学校施設・設備等の安全点検における参考資料について」は、教職員が行う点検のポイントや留意点などを映像としてまとめたものであり、日常や定期等の安全点検及び校内研修に当たって活用いただきたい。

(3) 安全対策の徹底に向けた以下の通知も参照のこと。

イ 学校安全に関する更なる取組の推進について（令和2年4月13日付けス号外）

ロ 学校施設・設備の安全点検の徹底等について（令和3年4月28日付け保体第44号）

ハ 学校に設置している防球ネットの緊急点検等について（令和3年4月30日付け保体号外）

ニ 学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（令和3年5月25日付け保体号外）

ホ 学校事故の防止及び事故発生時の適切な対応の徹底に向けて（令和3年6月3日付け保体号外）

ヘ 学校環境における工作物及び機器等の安全確保について（令和3年11月25日付け保体号外）

【担当】

宮城県教育庁施設整備課市町村施設班 高橋

電話：022-211-3352

宮城県教育庁保健体育安全課学校安全・防災班 門脇

電話：022-211-3669

本県の学校における施設・設備等に関する事故防止に係る取組事例

学校における施設・設備等に関する事故防止に向けて、各学校が取り組んでいる事例を紹介します。

事故防止には、「安全教育」「安全管理」「組織活動」それぞれの観点が必要であることから、項目ごとに紹介していますので、事故防止に向けた取組の参考としてください。

【安全教育】

校内の危険箇所のマークを考案し、児童同士で安全意識を向上【石巻市立大原小学校】

3・4年生の総合的な学習の時間において、「自分の身は自分で守れるように」をテーマに、「大原小学校きけんさがし」を行っている。児童は、廊下等での危険な場所を探し、どのような危険があるか考えた。児童は、危険から安全を確保するために、「危険箇所のマーク」を考案し、それぞれの危険な場所に掲示して、安全意識の向上に努めている。



蛍光灯落下の危険をマーク化して掲示

ヒヤリ・ハット事例を踏まえた生徒自身による危険箇所の把握

【石巻市立青葉中学校】（SPS認証校）

学級活動において、安全な生活を送ることをねらいとして活動を実施した。重大な事故が身近に潜むことを学習し、班ごとに校内における事故につながりかねなかった生徒自身の「ヒヤリ・ハット」体験を共有、さらに、安全な学校生活に向けて、危険箇所におけるけがの予防策について意見を交わした。生徒による生活安全委員会では、毎月1回、校内の安全点検を実施している。



自校のけが等の発生状況を踏まえた事故防止【石巻市立河北中学校】（SPS認証校）

保健の時間において、学校で発生したけがの状況を指導資料とし、睡眠や休養の不足が重大事故を招くこともあることなど、けが防止に関する学習を行った。また、生徒会の保健安全委員会では、自校のけがの発生状況や予防対策についての学習を行い、年2回、当委員会で校舎内の安全点検を実施し、校内の危険箇所マップを作製している。



〈参考〉

* SPS 認証校（セーフティプロモーションスクール）とは

- 学校安全コーディネーターを軸に警察・消防・行政・自治会・家庭などと連携を図り、学校安全の取組を行っている学校を指すものである。（大阪教育大学が認証）
- 学校独自の学校安全（交通安全・災害安全・生活安全）の推進を目的とした3年ごとの中期目標・中期計画を設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備とS-PDCAサイクルに基づく実践と協働、さらに分析による第三者機関の客観的な根拠に基づいた評価の共有を継続していくものである。
- 全国で認証され、取組を継続している学校は、令和3年9月末現在25校あり、本県では9校（小学校5校・中学校4校）が認証されている。

【安全管理】

支援学校の特性を踏まえた安全点検表の作成【宮城県立支援学校岩沼高等学園川崎キャンパス】

教職員による月1回の安全点検の実施に当たり、場所ごとに点検表を作成し、点検表に記載の点検方法（目視、振動、負荷等）により、安全点検を実施している。

当校では、実習棟を設置していることから、実習棟で使用するベッドや浴室などの設備等も漏れなく点検項目に設定している。

児童の活動状況等を踏まえた、複数の目での日常の安全点検【大崎市立古川第五小学校】

休み時間等に、校庭のサッカーゴール付近で児童がよく遊んでおり、管理職等による巡視の際、サッカーゴールがしっかり固定されているか負荷をかけてみたところ、グラつきがあることが分かった。学校行事も開催されることから、土に埋まっている部分も点検するため、ゴールポストを倒してみると、根元が腐食しており、安全のため撤去することとした。

また、ゴールのネットもほつれている部分があり、児童の首が入ると危険であることなどが確認できた。児童の普段の活動の様子を観察する中で発見した危険について、複数の目で安全点検を行い、対策を講じている。



複数の教職員による安全点検の実施【丸森町立舘矢間小学校】

毎月の安全点検を、学年ごとに教職員が複数人のグループを編成して実施している。

また、点検場所もグループごとにローテーションし、点検がマンネリ化しないよう努めている。点検により集約した不良箇所等については、町教育委員会に報告し、連携した安全管理に努めている。



事故防止に向けた教職員研修【石巻市立河北中学校】（SPS認証校）

事故の未然防止や事故発生時の適切な対応に生かすため、『「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細報告書の横断整理（文部科学省）』の資料を活用した教職員研修会を実施している。

体育授業中のサッカーゴールポストによる事故等の発生の要因から、設備等の点検の在り方、日常の教職員の安全に対する指導等を協議した。



「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書について（令和2年3月文部科学省発行）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/20201001-mxt_kyousei02-1289303_1.pdf

本報告書は、学校事故対応に関する指針（平成28年3月31日文部科学省公表）に基づいて、平成28年4月から令和元年10月までに文部科学省に提出された学校事故の詳細調査報告書について横断的に整理したものです。



【組織活動】

地域学校安全委員会等において学校設備管理の在り方を協議【柴田町立西住小学校】

開校10周年に、同窓会と地域とで設置した藤棚の劣化が進んでいるため、地域やPTA、教育委員会とで、存続等について協議した。地域からは記念のものなので残したいとの要望があった。町教育委員会は、藤棚は学校に寄贈されたものであることから、学校の設備として改修することとし、学校においては、定期的安全点検を実施することとした。



↑改修後
←改修前

保護者等と連携した施設・設備の安全点検【村田町立村田第二中学校】

夏季休業中に、PTA本部役員と連携した学校施設・設備の安全点検を実施した。当日は、4グループに分かれ、「安全」、「防災」、「衛生」の3つの観点について点検表に記入しながら、校舎内外を回り、場所ごとに危険箇所や新型コロナウイルス対策などで気になったことを丁寧に洗い出し、全員で点検結果の共有を行った。保護者目線での指摘に新たな気づきがあり、再度教職員で指摘箇所を確認した。



【市町村教育委員会の取組】

各学校における安全点検の推進【岩沼市教育委員会】

岩沼市教育委員会では、「安全点検表」及び「安全点検集計表」のひな型を作成して各学校に提示するなど、市内の学校における安全点検の推進を図っている。

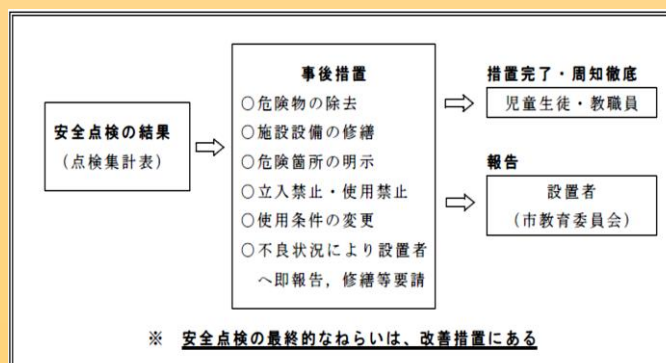
○「安全点検表」のひな型作成について

市内の各学校では、それぞれに安全点検表を作成して点検を実施してきたが、岩沼市教育委員会では、各校の点検表を集約し、掲載の少なかった掲揚塔や門柱、門扉、フェンスの腐食やぐらつき等も点検項目に追加するとともに、目視、打音、振動等の点検方法を具体的に明示した安全点検表のひな型を作成した。ひな型については、各学校で随時改訂し、安全点検表の自校化を図るよう指導している。

また、遊具のチェックポイント等の点検ポイント図示例も併せて示している。

○安全点検後の事後措置について

安全点検で明らかとなった不良箇所については、集約した「安全点検集計表」を用いて、校内の措置対策を協議する流れを整理している。ここでは、不良状況により市教育委員会への迅速な報告や、修繕等要請についても示している。



学校安全・防災だより

防災教育推進キャラクター
「まもっぺい」



【第11号】

令和3年10月26日（火）保健体育安全課発行

学校事故防止に向けた取組を紹介

『「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理』
(令和2年3月文部科学省発行)を活用した教職員研修

【石巻市立河北中学校】セーフティプロモーションスクール認証校(R2年度)

石巻市立河北中学校では、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応に生かすため、事故防止に関する教職員研修会を実施している。

研修会では、教職員を3つのグループに分け、『「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理』の資料から、

3つの事例

- ①校外での図画工作授業中の交通事故
- ②体育授業中のサッカーゴールポスト転倒
- ③駅伝練習中の熱中症事故

を活用し、その事故発生の要因から、自校の危機管理マニュアルや設備等の点検の在り方、日常の教職員の安全に対する指導等について、協議を行った。



【研修の協議記録を一部抜粋】

各グループから、事故防止についての具体的な意見が出された。

事故①

1. 駐車場と活動場所の区別
・保護者へ駐車スペースの確認
2. 担当教師と複教に、校内外
複教配置・確認
3. 事前の計画・生徒への指導
・校外学習について管理職は知れ、
・生徒は活動場所の範囲を指示

安全計画 取組

- ・外の器具の点検
- ・複教の目での点検

関係職員

- ・事前指導
- ・ケガの可能性
- ・研修
- ・危機管理(フローチャート)
- ・トラブル対応

施設 器具 環境

- ・アミに…(固定)
- ・ケガ防止の施設設備に、(新しいものに!)

グループ③

<施設 器具>

- ・フェン
- ・気象測定器
- ・水分補給

<環境>

- ・気象状況による(1)
- ・中止の判断必要

<関係職員>

- ・子・アミ等入ルアテる
には教員必要
- ・車の健康チェック
- ・弱食・熱中症
- ・睡眠・体調
- ・制限設定

<校の体制>

- ・親と本人の承認書必要

【研修後の教職員の感想】

- ・危機管理マニュアルが整備されていても、自分がしっかり理解して活用できているか反省した。
- ・今日の研修会で学んだことを、次年度の危機管理マニュアルの見直しに生かしたい。
- ・当たり前が抜け落ちた時に事故が起こるものだと実感した。

※裏面に、『「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理』について、紹介しておりますので、各学校における事故防止に向けて御活用ください。

「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書について (令和2年3月文部科学省発行)



https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/20201001-mxt_kyousei02-1289303_1.pdf

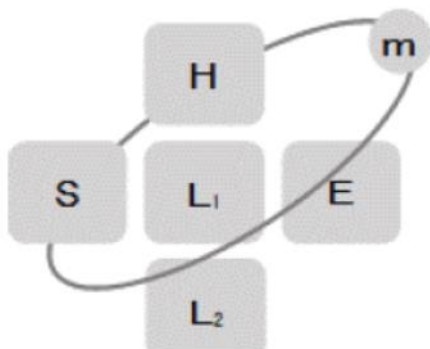
本報告書は、学校事故対応に関する指針（平成28年3月31日文部科学省公表）に基づいて、平成28年4月から令和元年10月までに、文部科学省に提出された学校事故の詳細調査報告書について横断的に整理したものです。

【報告書の概要（報告書より一部抜粋して紹介）】

学校管理下において生じる事故は、負傷事故や死亡事故を含めて様々な事故があり、事故が生じる際は、被害を受ける児童生徒や指導する側の学校関係者、場所や時間、周囲の環境など、様々な要因が影響しあうことになる。

本調査では、m-SHELL モデル（東京電力ヒューマンファクターグループが提唱した、ある事故が発生した場合にそれに関わる人や周囲の環境を分析し、事故発生の背後にある要因を分析する手法）を学校事故に当てはめ、中心に事故に直接関係した教員やスタッフを置き、これを当事者L1(Liveware1)とし、m-SHELL の各要素について学校事故を想定した要素に読み替えた。

m-SHELL モデルの概念図



m-SHELL モデル	m-SHELL モデルの各要素の意味	学校事故に読み替えた場合の各要素の意味
S(Software)	作業手順や作業指示書、作業指示の出し方、教育訓練などのソフトに関する要素。	学校事故を防止するための研修や安全教育、マニュアルや規則、指導計画など。
H(Hardware)	作業上の装置やシステムといったハードに関する要素。	授業や部活動で使用する施設や器具など。
E(Environment)	照明、騒音、温度、湿度といった作業環境に関する要素。	事故発生時の温度や湿度、照明などの物理的環境、その他の事故に影響を与えたと考えられる環境など。
L1(Liveware1)	当事者本人に関する要素。	当該事故で被害児童生徒を直接指導していた教員やスタッフなど。
L2(Liveware2)	当事者周囲の同僚や関係者、相手に関する要素。	被害児童生徒及びその家族、被害児童生徒以外の児童生徒。
m(management)	組織や体制、職場の雰囲気づくり、安全管理などの要素。	事故に対する学校側の指導体制、指導方法、安全管理。

事故発生の要因分析（抜粋）

事故	Software	Hardware	Environment	L1 : Liveware1	L2 : Liveware2	management
	学校安全のための研修や安全教育、マニュアルや規則、指導計画等の有無	授業や部活で使用する施設や器具	事故発生時の温度や湿度、照明などの物理的環境や事故に影響を与えたと考えられる環境	当該事故で被害児童生徒を直接指導していた教員やスタッフ	被害児童生徒及びその家族、被害児童生徒以外の児童生徒	事故に対する学校側の指導体制、指導方法、安全管理
【事故①】 中学校ハンドボール部熱中症事故	練習メニューなどを示したマニュアルや指導計画が不十分だった	体を冷却する機器や気象条件を測定する機器は無かった	天候はくもり時々晴れ、気温 29.9℃、湿度 71.3%で不快な状況だった	2人の顧問が指導していたが、生徒一人一人の運動能力の配慮や水分摂取状況を把握していなかった	被害児童生徒は他の部員よりも体力が低下していた	生徒が顧問に対し考えていることや、感じていることを自由に発言できる環境が構築されていなかったようであった
【事故②】 小学校ボール飛び込み事故	指導計画、指導方法の事前確認は無く、指導にあたる教諭に一任していた			別の児童が危険を察知してフラフープの位置変更を申し出たが教諭は無視した		学校運営責任者、及びそれを管理すべき町教育委員会による二重の瑕疵によって事故対応に不適切な処置が助長された
【事故③】 高校サッカー一部活動中の熱中症事故	事前の準備や注意喚起はあったがマニュアルは無く、1年生に配慮した練習計画も無かった		事故前日と事故当日の最高気温(28.8℃)と前週の最高気温を比較すると6℃程度気温が上昇していた	生徒個々への状況確認が不明だった	中学3年の夏以降、受験によりほぼ半年間のブランクがあり、4月にサッカー一部入部後も事故までの間、大半は軽めの練習がほとんどであった	校外事故防止体制、給水体制が不十分だった

【参考】独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」

このデータベースは、当センターが行っている災害共済給付業務において給付した障害・死亡事例を「校種・場合・場所・競技・遊具等」から選択し検索することができますので、学校の事故防止にお役立てください。また、当センターホームページには学校事故防止の参考となる資料等が豊富に掲載されております。 https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

